

温室効果ガス(GHG)妥当性確認・検証機関の暫定的な要件について

平成 22 年 7 月 1 日
環境省

オフセット・クレジット（J-VER）制度は、オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 1-3 において、「本制度は、原則として、ISO14064-2 及び ISO14064-3 に準拠した制度であるとともに、プロジェクト計画書の妥当性確認及び温室効果ガス排出削減・吸収量の検証は、原則として、ISO14065 で認定された妥当性確認機関及び検証機関が実施すること」と規定されているなど、ISO14064-2 に準拠した制度となっている。

従って、妥当性確認・検証機関は、ISO 14064-2 によって算定された温室効果ガス（GHG）排出削減・吸収量を対象に、ISO 14064-3 による温室効果ガス（GHG）の妥当性確認・検証を行う必要があり、当制度を用いた、我が国における国際認定フォーラム（IAF）のメンバーによる ISO14065 認定は、ISO14064-2 及び ISO14064-3 に準拠して行われる。

以下に、我が国における国際認定フォーラム（IAF）のメンバーによる、ISO14064-2 に対応する ISO14065 認定が授与されるまでの間の移行措置として、暫定的な妥当性確認・検証機関の要件を定めることとする。

1. 妥当性確認機関の要件について

本制度における妥当性確認は、オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 2-2 ③において、「妥当性確認機関は、原則として、ISO14065 に基づいて認定を受けた妥当性確認機関又はその認定申請を行っている妥当性確認機関が実施するものとする。」と規定しているが、移行措置として、以下のいずれかの要件を満たす機関を暫定的な妥当性確認機関とする。（制度発足以来、妥当性確認を担ってきたオフセット・クレジット（J-VER）制度事務局妥当性確認チームは、移行期間中は妥当性確認を行うことができるが、移行措置を講じる必要がなくなった場合には事務局による妥当性確認を停止する。）

- ・我が国における国際認定フォーラム（IAF）のメンバーによる、ISO14064-2 に対応する ISO14065 認定事業による申請書類が受理された機関
- ・気候変動枠組条約における指定運営組織（DOE）又は認定独立組織（AIE）として登録され（当該機関の日本法人を含む）、かつ、ISO14065 認定取得の意思を有し、すべての妥当性確認の活動に法的責任を負うことができると認められる機関（法人又は法人の一部）

2. 検証機関の要件について

本制度における検証は、オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 2-2 ⑥において、「検証は、原則として、ISO14065 に基づいて認定を受けた検証機関又はその認定申請を行っている検証機関が実施するものとする。」と規定しているが、移行措置として、以下のいずれかの要件を満たす機関を暫定的な検証機関とする。

- ・我が国における国際認定フォーラム（IAF）のメンバーによる、ISO14064-2に対応する ISO14065 認定事業による申請書類が受理された機関
- ・気候変動枠組条約における指定運営組織（DOE）又は認定独立組織（AIE）として登録され（当該機関の日本法人を含む）、かつ、ISO14065 認定取得の意思を有し、すべての検証の活動に法的責任を負うことができると認められる機関（法人又は法人の一部）

3. 暫定的な妥当性確認・検証機関の要件を満たさなくなる事由について

以下のいずれかの事由が生じた場合は、当該事由発生以降に既に開始している妥当性確認・検証を除いて新たな妥当性確認・検証を開始することはできず、当該機関は当制度における暫定的な妥当性確認・検証機関ではなくなる。将来的には、オフセット・クレジット（J-VER）制度においては、我が国における国際認定フォーラム（IAF）のメンバーによる、ISO14064-2に対応する ISO14065 認定を取得している機関に限ることとなる見込みである。

- ・各方法論に合致した認定分野に対する ISO14064-2 に対応する ISO14065 認定事業が、我が国における国際認定フォーラム（IAF）のメンバーにより開始された後、6ヶ月以内に ISO14065 認定申請を行わなかった場合
- ・我が国における国際認定フォーラム（IAF）のメンバーによる、ISO14064-2 に対応する ISO14065 認定事業において、初回認定審査打ち切りまたは認定取り消しとなった場合
- ・気候変動枠組条約における指定運営組織（DOE）又は認定独立組織（AIE）としての認定が取り消された場合（ただし、すでに我が国における国際認定フォーラム（IAF）のメンバーによる、ISO14064-2 に対応する ISO14065 認定を取得している場合を除く。）

4. 認定の一時停止等の取扱について

以下のいずれかに該当する場合は、原則として、既に開始している妥当性確認・検証を除いてオフセット・クレジット（J-VER）制度において新たな妥当性確認・検証を開始することは出来ない。

- ・我が国における国際認定フォーラム（IAF）のメンバーによる、ISO14064-2 に対応する ISO14065 認定事業において、認定が一時停止となった場合
- ・気候変動枠組条約における指定運営組織（DOE）又は認定独立組織（AIE）として認定されている妥当性確認・検証機関が、CDM 理事会または JI 監督委員会から認定一時停止の処分を受けた場合（ただし、すでに我が国における国際認定フォーラム（IAF）のメンバーによる、ISO14064-2 に対応する ISO14065 認定を取得している場合を除く。）

5. 方法論と認定分野の暫定的な対応について

オフセット・クレジット（J-VER）制度においては、以下の表の通り、我が国における国際認定フォーラム（IAF）のメンバーによる、ISO14064-2 に対応する ISO14065 認定を取得した機関は、我が国における国際認定フォーラム（IAF）のメンバーによる認定分野に対応した方法論を用いたプロジェクトに対する妥当性確認または検証を行うことができる。

なお、以下の表の通り、方法論ごとに気候変動枠組条約におけるセクトラルスコープとの対応を定め、気候変動枠組条約におけるセクトラルスコープのうちいずれかを取得していることをもって、

暫定的に、当該方法論を用いたプロジェクトに対する妥当性確認または検証を行うことができるものとする。

当該対応については、方法論パネルにおける審議の上で、オフセット・クレジット認証運営委員会において決議することとする。

オフセット・クレジット (J-VER) 制度における方法論	我が国における国際認定フォーラム (IAF) のメンバーによる認定分野	気候変動枠組条約におけるセクトラルスコープ
E001	IS014064-2 妥当性確認及び検証 認定分野 1 削減プロジェクト (サブカテゴリ 1-b)	1、2、3、4
E002	IS014064-2 妥当性確認及び検証 認定分野 1 削減プロジェクト (サブカテゴリ 1-b)	1、2、3、4
E003	IS014064-2 妥当性確認及び検証 認定分野 1 削減プロジェクト (サブカテゴリ 1-b)	1、2、3、4
E004	IS014064-2 妥当性確認及び検証 認定分野 1 削減プロジェクト (サブカテゴリ 1-b)	1、2、3、5
E005	IS014064-2 妥当性確認及び検証 認定分野 1 削減プロジェクト (サブカテゴリ 1-b)	1、2、3、4
E006	IS014064-2 妥当性確認及び検証 認定分野 1 削減プロジェクト (サブカテゴリ 1-d)	1、2、3、4
E007	IS014064-2 妥当性確認及び検証 認定分野 1 削減プロジェクト (サブカテゴリ 1-b)	1、2、3、4
E008	IS014064-2 妥当性確認及び検証 認定分野 1 削減プロジェクト (サブカテゴリ 1-c)	1、2、3、7
E009	IS014064-2 妥当性確認及び検証 認定分野 1 削減プロジェクト (サブカテゴリ 1-c)	1、2、3、7
R001	未定	14
R002	未定	14
R003	未定	14